

平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和元年5月17日
国立大学法人宮城教育大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成29年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成30年度の経緯及び契約の実績

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成29年2月変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の実施に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で、環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給を受ける契約について、平成30年度は3件であった。

なお、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、環境配慮型プロポーザル方式による建築に係る契約、産業廃棄物の処理に係る契約については、該当がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう、学内において周知を図った。